

鹿児島工業高等専門学校専攻科における学修総まとめ科目の担当教員の審査の届出に関する申合せ

令和元年12月2日
校長 裁定

鹿児島工業高等専門学校専攻科における特別研究指導教員及び授業担当教員の資格基準第1条第2項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学修総まとめ科目の担当教員の審査（以下「教員審査」という。）の届出について必要な事項を、次のとおり申し合わせる。

第1条 この申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) A論文 当該教員の専門が一致する各学協会の論文編集委員会による査読を経て論文集に採録が決定した学術論文及び当該教員の専門が一致する各学協会等が主催する国際会議、国内のシンポジウム等において、審査の上採録が決定した学術論文をいう。
- (2) B論文 当該教員の専門が一致する各学協会等におけるA論文以外の学術論文をいう。

第2条 教員審査に届け出る教員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 過去5年間の論文数が、A論文2編以上あること。
- (2) 過去5年間の論文数が、A論文1編及びB論文2編以上あること。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。